

北海道告示第11520号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年11月20日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道 第3014号	魚廃物 加工肥料	オーガニック ク842	窒素全量 8.0 りん酸全量 4.0 加里全量 2.0	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 ジャパンバイオファーム	長野県伊那市美篤1112	令和8年 12月24日
北海道 第3015号	魚廃物 加工肥料	オーガニック ク932	窒素全量 9.0 りん酸全量 3.0 加里全量 2.0	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 ジャパンバイオファーム	長野県伊那市美篤1112	令和9年 1月8日